

○農林水産省告示第二千六百十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年十二月三日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡泰阜村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(三) (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千六百二十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年十二月三日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡泰阜村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(三) (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千六百二十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年十二月三日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡池田町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 池田町（次の図に示す部分に限る。）
3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(二) (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千六百二十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年十二月三日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 池田町（次の図に示す部分に限る。）
3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(三) (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千六百二十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年十二月三日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡王滝村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

2 王滝村（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(三) (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千六百二十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年十二月三日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 池田町（次の図に示す部分に限る。）
3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(三) (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千六百二十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年十二月三日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 池田町（次の図に示す部分に限る。）
3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(三) (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千六百二十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年十二月三日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 池田町（次の図に示す部分に限る。）
3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(三) (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第二百三十五号
電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十二条第二項において準用する第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録の更新をしたので、同法第四十四条第一項の規定に基づき公示する。
平成三十年十二月三日

登録の区分	外国登録検査機関
一 配線器具	テュフ ラインランド 台湾 リミテッド
二 小形單相変圧器及び放電灯用安定器	11階、758、パートウロード、セクション14、ショウサン区、台北105、台湾
三 電熱器具	
四 電動力応用機械器具	
五 電子応用機械器具	
六 交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。	
七 携帯発電機	

(参考)
テュフ ラインランド 台湾 リミテッドの事業所及び所在地は、次のとおりである。
テュフ ラインランド 台湾 リミテッド（11階、758、パートウロード、セクション4、ショウサン区、台北105、台湾）
ウサン区、台北105、台湾
テュフ ラインランド 台湾 リミテッド タイチュー ブランチ（9、レーン36、ミンセンロード、セクション3、ダイヤ区、台中市428、台湾）

○特許庁告示第十一号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。
平成三十一年十二月三日

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。
平成三十一年十二月三日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改	正	後
一千三百三十三スイス・フラン 十五万四千円	一千三百三十三スイス・フラン 十五万四千円	
二 [略]	二 [略]	
三 二百スイス・フラン 二万三千二百円	三 二百スイス・フラン 二万三千八百円	
四 [略]	四 [略]	

附 則

この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。
この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。